

## 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録制度実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、埼玉県内に存するマンションの維持管理等に取り組むマンション管理組合等を支援することを目的として、「埼玉県分譲マンションの管理の適正化の推進に係る基本的な方針」（平成26年3月11日埼玉県都市整備部長決裁）を踏まえ、マンション管理等についての的確な助言を行う者を「埼玉県分譲マンションアドバイザー」（以下「マンションアドバイザー」という。）として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 マンション 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう（当該建物の敷地及び附属施設を含む。）
- 二 マンション管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律49号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する管理組合及び第4号に規定する管理者等をいう。

### (マンションアドバイザーの登録)

第3条 知事は、マンションの維持管理等に関し広範な知識と経験を有する者であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、マンションアドバイザーとして登録するものとする。

- 一 法第30条第1項に規定するマンション管理士の登録（次号において「マンション管理士登録」という。）を受けていること
- 二 マンション管理士登録を受けた後、2年以上の実務経験を有すること
- 三 地方公共団体や専門家団体等が主催する相談会において、相談員の経験のあること
- 四 次条に規定する登録講習会を受講したこと

2 前項の申請は、次に掲げる書類（以下「登録申請書等」という。）を知事に提出してするものとする。この場合において、登録申請書等の提出は、「埼玉県電子申請・届出サービス」によっても行うことができる。

- 一 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録申請書（様式1）
- 二 埼玉県分譲マンションアドバイザー経歴書（様式2-1）
- 三 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録者リスト（閲覧用）（様式2-2）
- 四 その他知事が必要と認める書類

3 第1項の登録は、埼玉県分譲マンションアドバイザー登録名簿（様式3。以下「登録簿」という。）に氏名、生年月日その他の事項を登載することにより行うものと

する。この場合において、知事は、当該登録を受けた者に対し様式4により通知するとともに、登録証（様式5）を交付するものとする。

- 4 前項の登録を受けた者は、登録申請書等の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに登録内容変更届（様式6-1）を知事に提出するものとする。

#### （登録講習会）

第4条 知事は、前条第2項の申請をした者及び次条第2項の登録の更新を受けようとする者を対象として、登録講習会を開催する。

#### （有効期間及び登録の更新）

第5条 第3条第1項の登録は、登録簿への登録の日から2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の満了の日の45日前までに次に掲げる書類（以下「登録更新申請書等」という。）を知事に提出してするものとする。この場合において、登録更新申請書等の提出は、「埼玉県電子申請・届出サービス」によっても行うことができる。

一 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録更新申請書（様式6-2）

二 第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

- 3 第3条第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「登録する」とあるのは「登録を更新する」と、同条第3項中「第1項の登録」とあるのは「第5条第1項の更新」と、同条第4項中「前項の登録」とあるのは「第5条第1項の更新」と読み替えるものとする。

#### （登録証の再交付）

第6条 マンションアドバイザーは、登録証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに再交付申請書（様式7）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の提出があったときは、登録証の再交付を行うものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けたマンションアドバイザーは、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

#### （登録の辞退）

第7条 マンションアドバイザーは、登録を辞退しようとするときは、速やかに登録辞退届（様式8）を知事に提出するとともに、登録証を知事に返納しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該マンションアドバイザーを登録簿から抹消する。

(登録の取消し)

- 第8条 知事は、マンションアドバイザーがこの要項に違反したとき、登録申請書等又は登録更新申請書等の記載内容に虚偽があったとき、その他マンションアドバイザーとしてふさわしくない行為があったときは、その登録を取り消すことができる。
- 2 前項の場合において、知事は、登録を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該マンションアドバイザーに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
  - 3 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、様式9により当該登録の取消しを受けた者にその旨を通知するものとする。この場合において、登録を取り消された者は、速やかに知事に登録証を返納しなければならない。

(登録簿の備付け及び掲載)

- 第9条 知事は、登録簿を県住宅課に備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

(マンションアドバイザーの業務等)

- 第10条 マンションアドバイザーは、マンション管理組合等からの要請に基づき、マンション管理組合等が行うマンションの維持管理等に対し、専門的な見地から適切な助言（以下「業務」という。）を行うこととする。
- 2 マンションアドバイザーは、この要項の目的を理解し、公平かつ誠実に業務を行わなくてはならない。
  - 3 マンションアドバイザーは、正当な理由なくマンション管理組合等からの業務の要請を拒否してはならない。
  - 4 マンションアドバイザーは、この要項の目的等を踏まえ、県又は市町村（第7号において「県等」という。）が実施するマンション施策に協力するものとする。
  - 5 マンションアドバイザーは、業務を行うときは、常に登録証を携帯するとともに、マンション管理組合等から登録証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
  - 6 マンションアドバイザーは、業務に関連して営業活動、政治活動、宗教活動その他マンションアドバイザーとしてふさわしくない活動を行ってはならない。
  - 7 マンションアドバイザーは、県等から業務に関する状況等の報告を求められた場合は、当該状況等を報告しなければならない。

(秘密の保持)

- 第11条 マンションアドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。マンションアドバイザーでなくなった後も同様とする。

(その他)

- 第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は住宅課長が別に定める。

## 附則

- 1 この要項は、平成26年6月9日から施行する。
- 2 この要項は、平成27年6月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成29年7月19日から施行する。
- 4 この要項は、令和4年7月27日から施行する。
- 5 この要項は、令和5年7月1日から施行する。
- 6 この要項は、令和6年8月1日から施行する。